

開発許可又は建築許可申請における添付図書

分家住宅（開発審査会基準第1号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
委任状 〔任意様式〕	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 〔任意様式〕	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 〔任意様式〕 及び 裏付け資料	・住宅を必要とする理由 結婚による世帯分離（相手方の住民票） Uターン（賃貸借契約書の写し） その他の理由（事前に調整が必要） ・申請地選定理由（親等・申請者・配偶者が所有する他の土地に建築できない理由） ・市街化区域に土地を有していない旨の記述（有する場合は原則不可なので、事前に調整が必要） ・本家の後継者及び申請者の現在の居住状況 ・記名、市長宛	—	●	●	●
住民票	申請地に居住することになる全員のもの及び本家に居住している全員のものを添付（3ヶ月以内のもの）	—	○	○	○
戸籍謄本・附票 （3ヶ月以内のもの）（場合により改製原戸籍・改製原附票）	線引前の本家の世帯主のもの、申請者のもの ・一般分家の場合は、線引き前からの本家の継続がわかるもの（申請者が本家の後継者以外の者か確認するため） ・大規模分家の場合は、附票も必要（大規模既存集落での本家の継続を確認するため）	—	○	○	○
所有地申告書	土地・家屋の名寄帳（資産税課で取得）及び位置図 ・本家の世帯主・申請者・配偶者・申請者の親・申請者の祖父母のもの（本家、申請者世帯および直系尊属がその他の適する不動産を所有していないか） ・複数ある場合は名寄帳と位置図を番号で符合させる	—	○	○	○
土地売買契約書の写し	大規模分家で、農地を購入する場合のみ ・現在の所有者が親の場合は、土地贈与誓約書でも可	—	○	○	○
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の同意を得たことを証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 （付近見取図）	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、本家（桃色塗りつぶし）、1/2500都市計画基本図を使用すること ・50戸以上の建築物が連たんしていることを表示（建物橙色、番号表示） ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2500 以上	○	○	○

実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—		○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200以上		○	
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種類、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枳は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枳または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200以上	○	○	○
本家の 建物配置図	・跡取りが分家をする場合 ・本家で同居、建築ができないことがわかるもの	1/200以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枳からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第1号)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書
土地収用による移転（開発審査会基準第2号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より 自己の居住用以外は添付	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・収用される建築物の位置・概要・用途（住宅の場合は、居住状況） ・市街化調整区域に立地せざるを得ない理由 ・申請地選定理由 ・記名、市長宛	—	●	●	●
収用証明書 (収用事業者発行のもの)	・事業名、対象者、対象地、地目、面積、建物の用途・構造・面積、配置図（収用ライン記入のもの）	—	○	○	○
住民票 (自己居住用の住宅の場合)	申請地に居住することになる全員のものを添付	—	○	○	○
所有地申告書	土地・家屋の名寄帳（資産税課で取得）及び位置図	—	○	○	○
事業計画書 (住宅以外の場合)	・施設の概要（用途・構造・階数・延べ面積） ・事業計画（法第34条第1号や基準第10号の場合を参考にしてください）	—	●	●	●
従前地の土地・建物の証明書	土地・家屋の登記事項証明書又は課税証明書等	—	○	○	○
関係権利者の同意を得たことを証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、市街化区域の位置、1/2500都市計画基本図を使用すること ・50戸以上の建築物が連たんしていることを表示（建物橙色、番号表示） ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地積測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○

現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200以上		○	
土地利用計画図(敷地現況図)及び造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種類、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置(占有・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付)、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、遮光フェンス又は緩衝帯等、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枘は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枘または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/500以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土(茶色)・盛土(緑色)をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/500以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面(見付高さ)、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、主要寸法、各室の用途 ・機械等の配置、作業の流れがわかるもの ・附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離(最小値及び最大値)、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
日影図(高さ10m以上のもの)	・市街化調整区域における日影規制を1ランク強化した規制値を満たすものであることがわかるもの	1/200以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設(最終枘からの構造等)、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第2号)

※収用証明書は、収用事業者が直接建築指導課に提出してください。

※各図面共作成者が記名を行うこと

※()内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください(任意様式)。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書
事業所の社宅及び寄宿舍（開発審査会基準第3号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より 自己の居住用以外は添付	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として 委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
事業計画書 (社宅の場合) [任意様式]	・事業所の概要（用途・構造・階数・延べ面積） ・業務形態、操業方式、就業体制、従業員の人数等				
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・事業所の概要・位置・業務形態・従業員の通勤状況 ・市街化区域に立地できない理由 ・申請地選定理由 ・社会保険被保険者証の写し（10人分以上） ・給与支払い明細書の写し（10人分以上） ・労働基準法第89条に基づく届出 ・従業員名簿 ・法人の場合は、会社の謄本・定款 ・記名、市長宛	—	○	○	○
住民票	申請地に居住することになる全員のものを添付（3ヶ月以内 のもの）	—	○	○	○
事業所の土地・ 建物の証明書	土地・建物の登記事項証明書（物件証明も可）	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築 許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入 ・同意をする権限を有していれば、支店長等も可	—		●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、事業所 （桃色塗りつぶし）、1/2500 都市計画基本図を使用すること ・50戸以上の建築物が連たんしていることを表示（建物橙色、 番号表示） ・事業所から申請地までの距離を明示 ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2500 以上	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は 写した年月日、写した者の記名）	—		○	○

現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200以上		○	
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枳は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枳または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造	1/200以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枳からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第3号)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書
社寺仏閣及び納骨堂（開発審査会基準第5号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・現在の宗教活動の状況 ・市街化調整区域に立地せざるを得ない理由 ・申請地選定理由 ・宗教法人法の規則の認証の写し ・半径1.5km以内に居住する信者の分布図（縮尺は任意）、当該調整区域に居住する信者の名簿 ・信者議事録 ・記名、市長宛	—	●	●	●
住民票	申請地に居住することになる管理人のものを添付（3ヶ月以内のもの）	—	○	○	○
事業計画書	・施設の概要（用途・構造・階数・延べ面積） ・年間行事と参加人員	—	●	●	●
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地赤塗りつぶし、1/2500都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2500 以上	○	○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200 以上		○	

土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枳は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枳または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枳からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第5号)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発又は建築許可申請における添付図書
やむを得ない自己用住宅（開発審査会基準第6号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
委任状 〔任意様式〕	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 〔任意様式〕	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 〔任意様式〕 及び 裏付け資料	・住宅を必要とする理由 狭小（土地・建物の登記事項証明書又は課税証明書（物件証明書でも可）、既設建物平面図） 借家（賃貸借契約書の写し） その他の理由（事前に調整が必要） ・申請地選定理由（親等・申請者・配偶者が所有する他の土地に建築できない理由） ・申請地以外に土地を有していない旨の記述（有する場合は事前に調整が必要） ・記名、市長宛	—	●	●	●
住民票	申請地に居住することになる全員のものを添付（3ヶ月以内のもの）	—	○	○	○
戸籍謄本 （3ヶ月以内のもの）	・線引き前からの土地所有者としての継続を示すもの ・大規模既存集落の場合は、附票も必要（大規模既存集落での居住の継続を確認するため）	—	○	○	○
所有地申告書	土地・家屋の名寄帳（資産税課で取得）及び位置図 ・申請者・配偶者のもの	—	○	○	○
土地売買契約書の写し	申請地が親等の所有する農地等の場合、土地贈与誓約書に下記の項目を示し提出 ・土地の所在・地番、地目、面積 ・「許可後、速やかに申請者へ贈与する」内容のもの ・記名・市長宛	—		●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の同意を得たことを証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 （付近見取図）	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、1/2500都市計画基本図を使用すること ・50戸以上の建築物が連たんしていることを表示（建物橙色、番号表示） ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2500 以上	○	○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200 以上		○	

実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—		○	○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水桝は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には桝または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造	1/200 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終桝からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第6号)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

市街化調整区域にある既存工場のやむを得ない拡張（開発審査会基準第7号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・事業を始めた経緯と沿革。現在の状況と問題点 ・新たに土地を拡張しなければならない理由（事業活動の効率化又は質的改善） ・拡張部分と既存部分の関連（現況と計画の対比） ・今回の計画の予想効果（改善の効果） ・申請地選定理由 ・会社の謄本及び定款（目的に注意） ・記名、市長宛	—	●	●	●
事業計画書 [任意様式]	・施設の概要（用途・構造・階数・延べ面積） ・事業計画（業種、製造品名、部品製造の場合は納入先、作業時間、予定従業員数等）	—	●	●	●
既存工場の土地 ・建物の証明書	線引き前から、あるいは許可等を受けて立地後おおむね10年以上が経過したことを証するもの	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たことを 証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—		○	○
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、1/2500都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、従前地桃色枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/500 以上	○	○	○
土地利用計画図 (敷地現況図)	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、遮光フェンス又は緩衝帯等、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向	1/500 以上	○	○	○

排水施設 計画平面図	排水施設の位置・種類・寸法・勾配・流下方向、排水先の名 称 ・雨水枴は格子蓋とする ・排水管の折れ点・ドロップ部には枴または点検口設置	1/500 以上	○	○	○
給水施設 計画平面図	給水施設の位置・種類・寸法、消火栓・防火水槽の位置	1/500 以上		○	○
造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、 境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・形状、 法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、縦横断線 の位置と記号、隣地との高低差等 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承 諾を得ること、なお、その旨の記事を明示	1/500 以上		○	
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地 盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/500 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の 前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、主要寸法、各室の用途 ・機械等の配置、作業の流れがわかるもの ・自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小 値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枴からの構造等）、擁壁、CB、 地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○
既存と拡張後を 対比した流れ図	作業工程等を記入し、既存と拡張との関連性、事業活動の効 率化又は質的改善が図られることが判断できること	1/500 以上	○	○	○
環境保全計画書 の写し	環境保全課と協議の整ったことがわかるもの	—		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第7号)

※公共施設の変更がある場合には、公共施設一覧表、32条協議書、新旧対照表添付

※1ha以上の場合は資金計画書、資力信用に関する申告書、工事施行者能力申告書、設計者資格申告書、防
災工事平面図、流量計算書等添付

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行
なった記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

幹線道路の沿道等における流通業務施設（開発審査会基準第8号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・創業、沿革、現在の状況 ・市街化調整区域に立地せざるを得ない理由 ・申請地選定理由 ・営業に必要な免許証等の写し ・会社の謄本、定款 ・記名、市長宛	—	●	●	●
事業計画書 [任意様式]	・施設の名称（又は仮称） ・施設の概要（倉庫、事務室、休憩室、有蓋車庫、無蓋車庫、洗車施設、検車施設、給油施設等） ・事業計画（業種、営業時間、予定従業員数、予定配置車両数、荷扱い量、予定発着台数・時間等）	—	●	●	●
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—		○	○
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、1/2500都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200 以上		○	
土地利用計画図 (敷地現況図)	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種類、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、遮光フェンス又は緩衝帯等、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向	1/500 以上	○	○	○

排水施設 計画平面図	排水施設の位置・種類・寸法・勾配・流下方向、排水先の名 称 ・雨水枳は格子蓋とする ・排水管の折れ点・ドロップ部には枳または点検口設置	1/500 以上	○	○	○
給水施設 計画平面図	給水施設の位置・種類・寸法、消火栓・防火水槽の位置	1/500 以上		○	○
造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枳、敷地の境界名称・寸法、 境界杭の種類、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・形状、 法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、縦横断線 の位置と記号、隣地との高低差等 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承 諾を得ること、なお、その旨の記事を明示	1/500 以上		○	
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地 盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/500 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の 前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小 値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枳からの構造等）、擁壁、CB、 地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第8号)

※公共施設の変更がある場合には、公共施設一覧表、32条協議書、新旧対照表添付

※1ha以上の場合は資金計画書、資力信用に関する申告書、工事施行者能力申告書、設計者資格申告書、防
災工事平面図、流量計算書等添付

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行
なった記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

有料老人ホーム（開発審査会基準第9号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 〔任意様式〕	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 〔任意様式〕	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 〔任意様式〕 及び 裏付け資料	・市街化調整区域に立地せざるを得ない理由 ・申請地選定理由 ・営業に必要な免許証等の写し、会社の謄本、定款 ・記名、市長宛	—	●	●	●
事業計画書 〔任意様式〕	・施設の名称（又は仮称） ・概要（事務所・休憩室・構造・階数・延べ面積） ・事業計画（業種、営業時間、予定収容人員、予定従業員数） ・連携する医療機関との協定等について記載	—	●	●	●
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200 以上		○	
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枦は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枦または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/500 以上	○	○	○

実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—		○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/500以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
日影図（高さ10m以上のもの）	・市街化調整区域における日影規制を1ランク強化した規制値を満たすものであることがわかるもの	1/200以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枳からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

（基準第9号）

※公共施設の変更がある場合には、公共施設一覧表、32条協議書、新旧対照表添付

※1ha以上の場合は資金計画書、資力信用に関する申告書、工事施行者能力申告書、設計者資格申告書、防災工事平面図、流量計算書等添付

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

地域振興のための工場等（開発審査会基準第10号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より			●	
委任状 〔任意様式〕	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 〔任意様式〕	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 〔任意様式〕 及び 裏付け資料	・創業、沿革、現在の状況 ・市街化調整区域に立地せざるを得ない理由 ・申請地選定理由 ・会社の謄本、定款 ・先端産業型業種への適合を証する資料 ・記名、市長宛	—	●	●	●
事業計画書 〔任意様式〕	・施設の概要（用途・構造・階数・延べ面積） ・事業計画（業種、製品名、部品製造の場合は納入先、作業時間、予定従業員数等）	—	●	●	●
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
土地登記簿謄本 〈全部事項証明書〉	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
環境保全計画書の 写し	環境政策課と協議の整ったことがわかるもの	—		○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—		○	○
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし） ・1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200 以上		○	
土地利用計画図 (敷地現況図)	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種類、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、遮光フェンス又は緩衝帯等、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向	1/500 以上	○	○	○

排水施設 計画平面図	排水施設の位置・種類・寸法・勾配・流下方向、排水先の名 称 ・雨水枴は格子蓋とする ・排水管の折れ点・ドロップ部には枴または点検口設置	1/500 以上	○	○	○
給水施設 計画平面図	給水施設の位置・種類・寸法、消火栓・防火水槽の位置	1/500 以上		○	○
造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枴、敷地の境界名称・寸法、 境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・形状、 法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、縦横断線 の位置と記号、隣地との高低差等 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承 諾を得ること、なお、その旨の記事を明示	1/500 以上		○	
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地 盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/500 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の 前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小 値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上		○	○
日影図（高さ10m 以上のもの）	・市街化調整区域における日影規制を1ランク強化した規制 値を満たすものであることがわかるもの	1/200 以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枴からの構造等）、擁壁、CB、 地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

（基準第10号）

※公共施設の変更がある場合には、公共施設一覧表、32条協議書、新旧対照表添付

※1ha以上の場合には資金計画書、資力信用に関する申告書、工事施行者能力申告書、設計者資格申請書、防
災工事平面図、流量計算書等添付

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行
なった記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

大規模既存集落内の小規模な工場（開発審査会基準第11号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より			●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・工場等を必要とする理由（現在の職業、住居、申請地付近の市街化調整区域の集落の状況、操（開）業に至る経緯） ・申請地選定理由（立地条件、操（営）業の見通し等） ・線引き前からの居住の継続を示す書類（附票も必要） ・法人の場合は、会社の謄本、定款、納税証明書 ・申請地選定理由 ・操業に必要な免許証等の写し ・記名・市長宛	—	○	○	○
事業計画書 [任意様式]	事業所等の名称、規模、取引品目、資金計画、取引先、経営者及び従業員数、管理計画、営業（操業）予定時間、事業資金等	—	●	●	●
住民票	申請者のもの（法人は代表者のもの・3ヶ月以内のもの）	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・取得が3ヶ月以内のもの ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の同意を得たことを証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし） ・1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枥は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枥または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○

現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200以上		○	
取引先証明	取引品目、取引先の所在、取引先の業者名称等（取引先発行のもの）	—		●	●
環境保全計画書の写し	環境政策課と協議の整ったことがわかるもの	—		○	○
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/500以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
建築物平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
建築物立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終柵からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

（基準第11号）

※公共施設の変更がある場合には、公共施設一覧表、32条協議書、新旧対照表添付

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書
介護老人保健施設（開発審査会基準第12号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・施設を必要とする理由（事業概要、該当する事業内容等） ・申請地選定理由（立地条件等） ・記名、市長宛	—	●	●	●
事業計画書 [任意様式]	事業所等の名称、規模、資金計画、経営者及び従業員数、管理計画、事業資金等 ・事業に必要な免許等の写し ・会社の謄本及び定款 ・施設の名称、規模、資金計画、経営者及び従業員数、管理計画等 ・厚生労働省の定める基準に適合し、開設の見込みについて確認されたものである旨を明記 ・近隣の協力病院の所在等について	—	●	●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・取得が3ヶ月以内のもの ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の同意を得たことを証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地赤塗りつぶし、1/2500都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200 以上		○	

土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場配置・台数、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水桝は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には桝または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終桝からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第12号)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※他部局に事前照会が必要なため、事前審査資料は2部必要です。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

既存の土地利用を適正に行うための管理施設の設置（基準第13号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より			●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・管理施設（事務所、倉庫、休憩所）を必要とする理由 ・既存の土地利用状況（農地転用許可書等の写し等）いつからどのように利用されているか明記 ・法人の場合は会社の謄本及び定款 ・現地の状況が分かる写真 ・記名、市長宛	—	●	●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・取得が3ヶ月以内のもの ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たことを 証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、既存利用地（桃色塗りつぶし）、1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2500 以上	○	○	○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枦は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枦または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等 ・既存の土地利用の状況を示すこと	1/200 以上		○	○

実測図	申請地及び既存利用地の面積、図面名称、縮尺、資格者記名 (地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名)	—		○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土(茶色)・盛土(緑色)をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造	1/200以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面(見付高さ)、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
建築物平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
建築物立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離(最小値及び最大値)、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設(最終枿からの構造等)、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第13号)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※()内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください(任意様式)。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書
 既存住宅のやむを得ない敷地拡大（基準第14号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
委任状 〔任意様式〕	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 〔任意様式〕	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 〔任意様式〕 及び 裏付け資料	・新たに土地を拡大せざるを得ない理由 ・既存の敷地及び建物の規模・位置（平面図を添付） ・拡張計画の敷地及び建物の規模・位置 ・既存住宅の立地に関する証明 都市計画法の許可証等の写し 建築基準法の確認済証及び検査済証の写し 既存住宅の土地・建物の登記事項証明書又は課税証明書（線引き前までのもの） ・記名、市長宛	—	○	○	○
住民票	申請地に居住することになる全員のものを添付（3ヶ月以内のもの）	—	○	○	○
土地登記簿謄本 〈全部事項証明書〉	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・取得が3ヶ月以内のもの ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2500 以上	○	○	○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枦は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枦または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○

現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200以上		○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—		○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造	1/200以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
建築物平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
建築物立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終柵からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

（基準第14号）

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発又は建築許可申請における添付図書
 既存住宅のやむを得ない用途変更（基準第15号）

春日井市

図書の種類	表示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
委任状 〔任意様式〕	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 〔任意様式〕	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 〔任意様式〕 及び 裏付け資料	・既存住宅を用途変更せざるを得ない理由（譲渡人、譲受人のそれぞれの理由が必要） 破産宣告により既存住宅を転売（破産証明書） 権利者の死亡、重度しょう害、失踪宣告（戸籍謄本、障害者手帳） 権利者の転勤 社会通念上やむを得ない理由 ・都市計画法の許可証等又は建築基準法の確認済証及び検査済証の写し ・既存建物の登記事項証明書又は課税証明書（物件証明も可） ・記名、市長宛	—	●	●	●
住民票	申請地に居住することとなる全員のもの（3ヶ月以内のもの）	—	○	○	○
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・取得が3ヶ月以内のもの ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の同意を得たことを証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地赤塗りつぶし、1/2500都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—		○	○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枘は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枘または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○

現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200以上		○	
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終柵からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

（基準第15号）

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

建築許可申請における添付図書

第二種特定工作物に該当しない1ヘクタール未満の運動・レジャー施設の併設建築物

(開発審査会基準第16号)

春日井市

図書の種類	表示すべき事項	縮尺	事前	本申請
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・施設を必要とする理由（事業概要、該当する事業内容等） ・申請地選定理由（立地条件等） ・記名、市長宛	—	●	●
事業計画書	・施設の名称（又は仮称）、概要 ・事業計画（業種、営業時間、予定従業員数、予定来客者数及び駐車台数等） ・併設建築物が当該運動・レジャー施設と不可分一体で、配置、規模等が適切である旨を明記	—	●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・取得が3ヶ月以内のもの ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地赤塗りつぶし、施設敷地桃色塗りつぶし、住宅密集地からの離隔、1/2500都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記	1/ 2,500	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—		○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枡は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枡または点検口設置 ・危険防止等の措置について明示 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○

現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200以上		
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200以上		
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終柵からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○

●は、A4サイズを使用してください。

（基準第16号）

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

市街化調整区域決定前から宅地であった土地（既存宅地）における開発行為または建築行為

（開発審査会基準第18号）

春日井市

市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際すでに宅地であった土地における開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地において行われるものであること。
- 2 予定建築物の用途は、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する目的で行う（以下「自己用」という。）開発行為又は建築行為にあつては、第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であること。
 - (2) 自己用以外のおける開発行為又は建築行為（建売住宅・賃貸共同住宅等）にあつては、第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であること。
- 3 申請地の規模は、5ヘクタール未満であること。
- 4 予定建築物の高さは、10メートル以下であること。
- 5 一戸建住宅の一画地の最低敷地面積は、160平方メートルとすること。ただし、申請地の規模が3,000平方メートル未満である場合又は3,000平方メートル以上の場合で全体区画の2割を超えない区画については140平方メートルとすることができる。

なお、この基準は、平成14年5月18日以前に既に建築物の敷地として区画し、分筆された土地については、この限りではない。
- 6 長屋建住宅又は共同住宅にあつては、駐車場がその敷地内において適切に配置及び駐車台数が設けられていること。
- 7 建築行為にあつても、開発行為の審査にかかる技術基準を遵守されていること。
- 8 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

<開発許可又は建築許可申請における添付図書>

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より 自己の居住用以外は添付	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
土地公図	・取得が3ヶ月以内のもの ・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	●	●	●
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は 写した年月日、写した者の記名）	—		○	○

関係権利者の同意を得たことを証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地(赤色塗りつぶし)、1/2500都市計画基本図を使用すること ・50戸以上の建築物が連たんしていることを表示(建物橙色、番号表示) ・建築物とは建築面積が30㎡以上のものをいい、共同住宅は各住戸を1戸、寮は1棟を1戸とする ・排水先の河川への経路と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200 以上		○	
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種類、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置(占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付)、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水桝は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には桝または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土(茶色)・盛土(緑色)をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面(見付高さ)、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離(最小値及び最大値)、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設(最終桝からの構造等)、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第18号)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※()内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください(任意様式)。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

社会福祉施設（開発審査会基準第 19 号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 〔任意様式〕	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 〔任意様式〕	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 〔任意様式〕 及び 裏付け資料	・施設を必要とする理由（事業概要、該当する事業内容等） ・申請地選定理由（立地条件、当該開発区域周辺に居住している者が利用する見通し等） ・事業に必要な免許等の写し ・法人の場合は、会社の謄本及び定款（目的に注意） ・施設の名称、規模、資金計画、経営者及び従業員数、管理計画等 ・記名、市長宛	—	●	●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・取得が3ヶ月以内のもの ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地赤塗りつぶし、1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場配置・台数、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水桝は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には桝または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○

現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200以上		○	
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
日影図（高さ10m以上のもの）	・市街化調整区域における日影規制を1ランク強化した規制値を満たすものであることがわかるもの	1/200以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枳からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

（基準第19号）

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※他部局に事前照会が必要なため、事前審査資料は2部必要です。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

既存社会福祉施設等の増築等のためのやむを得ない敷地拡張（開発審査会基準第 20 号）

春日井市

図書の種類 ()内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名、市長宛	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・施設を必要とする理由（事業概要、該当する事業内容等） ・施設が立地した経緯（許可証の写し、建物謄本、確認済証及び検査済証の写し等で経緯、敷地が特定できるものを添付） ・事業に必要な免許等の写し ・法人の場合は、会社の謄本及び定款（目的に注意） ・施設の名称、規模、資金計画、経営者及び従業員数、管理計画等 ・記名、市長宛	—	●	●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付 ・取得が3ヶ月以内のもの ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地赤塗りつぶし、1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、道路の種類・幅員、既存建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等	1/200 以上		○	

土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場配置・台数、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水桝は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には桝または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
日影図(高さ10m 以上のもの)	・市街化調整区域における日影規制を1ランク強化した規制値を満たすものであることがわかるもの	1/200 以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終桝からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(基準第20号)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください（任意様式）。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※他部局に事前照会が必要なため、事前審査資料は2部必要です。

※審査会案件は審査会用の図面作成が別途必要です。